

個人所得税制①

# セルフメディケーション税制は 対象医薬品を見直したうえ5年延長

取組関係書類の添付・提示は不要に

改正のポイント

セルフメディケーション税制の対象となるOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が高いものを除外し、効果が高いものを加える。

また、取組関係書類について、確定申告書への添付または提示を不要にする。

そのうえで、適用期限を令和8年12月31日まで5年延長する。

(1) 現状のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして「一定の取組（※）」を行っている人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために「特定一般用医薬品等購入費」を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができる。

※「一定の取組」については、厚生労働省「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」の中の「『一定の取組』の証明方法」を参照。

([https://www.mhlw.go.jp/file/06\\_Sei/sakujouhou-108000000-1seikyoku/0000143635.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06_Sei/sakujouhou-108000000-1seikyoku/0000143635.pdf))

控除額は、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費（後述）から1万2000円を引いたものとなる（8万8000円が限度）。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、医療費控除との選択適用となる。したがって、この特例の適用を受ける場合は、医療費控除を併せて受けることはできない。

また、一度選択した控除を、更正の請求や修正申告において変更することもできない。

対象医薬品の多くには  
識別マーク

(2) 特定一般用医薬品等購入費の範

囲（セルフメディケーション税制の対象医薬品）

前出の「特定一般用医薬品等購入費」とは、その製造販売の承認の申請に際して、既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品等である一般用医薬品のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一定のもの（「スイッチOTC医薬品」という）の購入の対価をいう。

なお、厚生労働省では、これらの対象医薬品の①医薬品販売名、②製造業者名、③成分名を記載した品名一覧をホームページで公表している（次ページに、対象医薬品の例を図表に挙げる）。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000679593.pdf>)

また対象医薬品の多くには、セルフメディケーション税制の対象であることを示す識別マークがついている（次ページ参照）。